

青森県療育福祉センター運営あり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 県が設置・運営する「県立あすなろ療育福祉センター」及び「県立さわらび療育福祉センター」のサービス提供体制及び施設整備等について検討することを目的として、青森県療育福祉センター運営あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 1 療育福祉センターにおける医療・福祉サービスの提供体制に関すること。
- 2 療育福祉センターの施設整備方針に関すること。
- 3 その他、検討会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる機関又は団体に所属する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 健康医療福祉部長（以下「部長」という。）は、必要に応じて、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 検討会は、部長が主宰する。

- 2 部長は、委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 部長は必要に応じ、外部の関係者を検討会に出席させ、意見の聴取を行いうことができる。

(部会)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に行うため、療育福祉センターごとに部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、設置部会ごとに別に定める。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康医療福祉部障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第7条 検討会の委員及び委員であったものは、検討会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施行事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部長が検討会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別 表

機関又は団体
国立病院機構青森病院
国立病院機構弘前総合医療センター
青森県立中央病院整形外科
青森県立中央病院小児科
青森県立中央病院成育科
青森県相談支援アドバイザー
青森県重症心身障害児者を守る会
あすなろ障害児者友の会
さわらび療育福祉センター絆の会
青森第一養護学校PTA
弘前第二養護学校PTA
青森県医療的ケア児者家族会
青森県医師会
青森県歯科医師会
山口県立大学社会福祉学部
弘前大学大学院医学科研究科整形外科学講座
弘前大学大学院医学科研究科小児科学講座
弘前大学大学院医学科研究科リハビリテーション医学講座
弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座

青森県療育福祉センター運営あり方検討会あすなろ部会 設置要綱

(設置)

第1条 青森県療育福祉センター運営あり方検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、あすなろ部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、検討会の所掌事項のうち、あすなろ療育福祉センターに関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 部会は、検討会委員のうち別表に掲げる機関又は団体に所属する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、検討会設置要綱第3条で定める。
- 3 健康医療福祉部長は、必要に応じて、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 部会は、健康医療福祉部次長（以下「次長」という。）が主宰する

- 2 次長は、委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 次長は、必要に応じ、外部の関係者を検討会議に出席させ、意見等の聴取を行うことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康医療福祉部障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第6条 部会の委員及び委員であったものは、部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施行事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別表

機関又は団体
国立病院機構青森病院
国立病院機構弘前総合医療センター
青森県立中央病院整形外科
青森県立中央病院小児科
青森県立中央病院成育科
青森県相談支援アドバイザー
青森県重症心身障害児者を守る会
あすなろ障害児者友の会
青森第一養護学校 P T A
青森県医療的ケア児者家族会
青森県医師会
青森県歯科医師会
山口県立大学社会福祉学部
弘前大学大学院医学科研究科整形外科学講座
弘前大学大学院医学科研究科小児科学講座
弘前大学大学院医学科研究科リハビリテーション医学講座
弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座

青森県療育福祉センター運営あり方検討会さわらび部会 設置要綱

(設置)

第1条 青森県療育福祉センター運営あり方検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第6条の規定に基づき、さわらび部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、検討会の所掌事項のうち、さわらび療育福祉センターに関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 部会は、検討会委員のうち別表に掲げる機関又は団体に所属する者をもって構成する。

- 2 委員の任期は、検討会設置要綱第3条で定める。
- 3 健康福祉部長は、必要に応じて、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 部会は、健康医療福祉部次長（以下「次長」という。）が主宰する

- 2 次長は、委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 3 次長は、必要に応じ、外部の関係者を検討会議に出席させ、意見等の聴取を行うことができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、健康医療福祉部障がい福祉課において処理する。

(守秘義務)

第6条 部会の委員及び委員であったものは、部会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施行事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

別 表

機関又は団体
国立病院機構青森病院
国立病院機構弘前総合医療センター
青森県立中央病院整形外科
青森県立中央病院小児科
青森県立中央病院成育科
青森県相談支援アドバイザー
青森県重症心身障害児者を守る会
さわらび療育福祉センター絆の会
弘前第二養護学校 P T A
青森県医療的ケア児者家族会
青森県医師会
山口県立大学者愛福祉学部
弘前大学大学院医学科研究科整形外科学講座
弘前大学大学院医学科研究科小児科学講座
弘前大学大学院医学科研究科リハビリテーション医学講座
弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座